

○独立行政法人日本スポーツ振興センター新国立競技場のシステム等関連整備
に関する検討委員会設置要綱

(平成 28 年 6 月 21 日平成 28 年度要綱第 9 号)

改正 平成 28 年 11 月 17 日平成 28 年度要綱第 18 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新国立競技場の建設に際し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後(以下「レガシー時」という。)におけるシステム等関連整備について検討する、新国立競技場のシステム等関連整備に関する検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が、新国立競技場のレガシー時におけるシステム等関連整備の調達・整備等を行うため、必要な以下の事項について検討し、センター理事長に報告する。

- (1) システム等関連の整備に係る基本方針に関すること。
- (2) システム等関連の活用方法、構成、規模等の考え方に関すること。
- (3) システム等関連の調達方法等に関すること。
- (4) 什器・備品及び特殊家具(ホスピタリティエリア等)のグレート整理の考え方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、新国立競技場のレガシー時におけるシステム等関連の整備等に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、7 名以内とする。

- 2 委員は、センター理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、理事長が招集する。

- 2 委員会の会議は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議の特定の議事に関して特別の利害関係を有する場合、その議事に関わる審議に加わることができない。
- 4 委員会の会議の議事は、その審議に参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 センターの役職員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、新国立競技場設置本部企画・管理部事業運営企画課において処理する。

(運営の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事運営上必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則(平成28年11月17日平成28年度要綱第18号)

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。